

新旧対照表

○都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定等に関する規則

新	旧
第1条 (略) (知事が必要と認める図書) 第2条 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「省令」という。）第41条第1項に規定する知事が必要と認める図書は、次に掲げる図書とする。 (1) 都市の低炭素化の促進に関する法律（以下「法」という。）第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下同じ。）又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）<u>第14条第1項</u>に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下同じ。）による審査を受けた場合にあっては、当該登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付する適合証 (2) (略) (知事が不要と認める図書) 第3条 省令第41条第3項に規定する知事が不要と認める図書は、前条第1号に掲げる適合証を提出する場合における省令第41条第1項の表の(イ)項に掲げる各種計算書とする。 (建築確認申請書の提出部数等) 第4条 法第54条第2項後段の規定により提出する建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認の申請書（以下「建築確認申請書」という。）の部数は、正本1部及び副本1部とする。ただし、同法第6条の3第1項又は<u>第18条第5項</u>の構造計算適合性判定を要する建築物が含まれる	第1条 (略) (知事が必要と認める図書) 第2条 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「省令」という。）第41条第1項に規定する知事が必要と認める図書は、次に掲げる図書とする。 (1) 都市の低炭素化の促進に関する法律（以下「法」という。）第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下同じ。）又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）<u>第15条第1項</u>に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下同じ。）による審査を受けた場合にあっては、当該登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付する適合証 (2) (略) (知事が不要と認める図書) 第3条 省令第41条第3項に規定する知事が不要と認める図書は、前条第1号に掲げる適合証を提出する場合における省令第41条第1項の表の(イ)項に掲げる各種計算書とする。<u>ただし、当該申請に係る低炭素化のための建築物の新築等（法第53条第1項に規定する低炭素化のための建築物の新築等をいう。）のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第19条第1項の規定による届出又は第20条第2項の規定による通知をしなければならない行為が含まれている場合において、これらの届出又は通知をしないときを除く。</u> (建築確認申請書の提出部数等) 第4条 法第54条第2項後段の規定により提出する建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認の申請書（以下「建築確認申請書」という。）の部数は、正本1部及び副本1部とする。ただし、同法第6条の3第1項又は<u>第18条第4項</u>の構造計算適合性判定を要する建築物が含まれる

新	旧
場合（当該建築物について、既に同法第77条の35の5第1項の指定構造計算適合性判定機関（同法第18条の2第1項の規定により知事が構造計算適合性判定を行わせることとしたものに限る。）により同法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された場合（次項において「適合判定がされた場合」という。）を除く。）における建築確認申請書の部数は、正本1部及び副本2部とする。	場合（当該建築物について、既に同法第77条の35の5第1項の指定構造計算適合性判定機関（同法第18条の2第1項の規定により知事が構造計算適合性判定を行わせることとしたものに限る。）により同法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された場合（次項において「適合判定がされた場合」という。）を除く。）における建築確認申請書の部数は、正本1部及び副本2部とする。
2 （略） 第5条～第10条 （略）	2 （略） 第5条～第10条 （略）
<u>（軽微変更該当証明書の交付）</u>	（新設）
<u>第11条 省令第46条の2に規定する書面の交付を受けようとする者は、軽微変更該当証明申請書（第5号様式）の正本及び副本に、それぞれ、省令第45条に規定する図書を添えて知事に申請しなければならない。</u>	
<u>2 知事は、前項の申請に係る低炭素建築物新築等計画の変更が省令第44条に規定する軽微な変更該当すると認めるときは、軽微変更該当証明書（第6号様式）を申請者に交付するものとする。</u>	
<u>3 知事は、第1項の申請に係る低炭素建築物新築等計画の変更が省令第44条に規定する軽微な変更該当すると認められないときは、その旨及びその理由を軽微変更非該当通知書（第7号様式）により申請者に通知するものとする。</u>	

新	旧																		
第 5 号様式（第11条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型） 軽 微 変 更 該 当 証 明 申 請 書 年 月 日 神奈川県知事殿 申請者 郵便番号 住 所（法人にあつては、主たる事務所の） 氏 名（所在地、名称及び代表者の氏名） 電話番号 設計者 氏 名 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第46条の2の規定により、低炭素建築物新築等計画の変更が同令第44条に規定する軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を申請します。 この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。 <table><tr><td>1 認定低炭素建築物新築等計画の認定（変更認定）番号</td><td>第 号</td></tr><tr><td>2 認定低炭素建築物新築等計画の認定（変更認定）年月日</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>3 軽 微 な 変 更 の 概 要</td><td></td></tr><tr><td>※ 受 付 欄</td><td>※ 決 裁 欄</td><td>※ 決 裁 年 月 日</td></tr><tr><td>年 月 日</td><td></td><td></td></tr><tr><td>第 号</td><td></td><td></td></tr><tr><td>係 員</td><td></td><td>係 員</td></tr></table> 備考 1 正本1部及び副本1部を提出してください。 2 ※印の欄には、記入しないでください。 3 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則別記様式第5の第2面から第5面までに記載すべき事項を記載した書類を添付してください。	1 認定低炭素建築物新築等計画の認定（変更認定）番号	第 号	2 認定低炭素建築物新築等計画の認定（変更認定）年月日	年 月 日	3 軽 微 な 変 更 の 概 要		※ 受 付 欄	※ 決 裁 欄	※ 決 裁 年 月 日	年 月 日			第 号			係 員		係 員	(新設)
1 認定低炭素建築物新築等計画の認定（変更認定）番号	第 号																		
2 認定低炭素建築物新築等計画の認定（変更認定）年月日	年 月 日																		
3 軽 微 な 変 更 の 概 要																			
※ 受 付 欄	※ 決 裁 欄	※ 決 裁 年 月 日																	
年 月 日																			
第 号																			
係 員		係 員																	

新	旧				
第6号様式（第11条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型） 軽微変更該当証明書 第 年 月 日 様 神奈川県知事（氏名） 年 月 日付で証明の申請のありました低炭素建築物新築等計画の変更については、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第44条に規定する軽微な変更該当していることを証明します。 <table><tbody><tr><td>1. 建築場所</td><td></td></tr><tr><td>2. 建築物又はその部分の概要</td><td></td></tr></tbody></table> 備考 この証明書は、大切に保存してください。	1. 建築場所		2. 建築物又はその部分の概要		(新設)
1. 建築場所					
2. 建築物又はその部分の概要					

新	旧
第 7 号様式（第11条関係）（用紙 <u>日本産業規格 A 4 縦長型</u>） <u>軽 微 変 更 非 該 当 通 知 書</u> 第 年 月 日 様 <u>神奈川県知事（氏名）</u> <u>年 月 日付けで証明の申請のありました低炭素建築物新築等計画の変更については、次の理由により都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第44条に規定する軽微な変更</u>に該当していると認められませんので、通知します。 <u>（理由）</u>	（新設）